

## 市区町村理学療法士会設立に関して Q&A

Q1 府士会の方向性としては、基本的に一般社団法人の市区町村士会の設立を促し、ただそれが難しい地域もあることを想定して、任意団体の選択肢もあるという認識でよろしいでしょうか。

A1 選択肢は一般社団法人か任意団体になります。行政からの依頼を受けるには法人格が必要であるなど、必要性や運営面を考慮して一般社団法人の取得を検討いただければと思います。

Q2 運営規定第2条の4の「市区町村士会は、当該市区町村の施設に所属し又は自宅を置く30名以上の府士会会員より構成される」に関してです。私はA市に自宅があり、所属施設はB町になります。自宅会員の方は自宅になるかと思いますが、施設会員の私はB町の市区町村士会に入るということでしょうか。

A2 自宅会員であればA市、施設会員であればB町の士会所属になります。協会のマイページの登録に準じます。

Q3 元々、任意団体がある地域における市区町村士会との関係についてです。弊社の事業所職員が、別の市区町村で現在リハビリテーションの任意団体に入っています。行政とのやりとりも密になってきており、今後市区町村士会を設立するにあたり、切り離して考えることは難しいかと思われま。その任意団体には、府士会員ではない方もおります。そのような場合の適切な運営方法、連携方法についてご助言を宜しくお願いします。

A3 市区町村士会の会員は府士会の会員しかありませんので、ぜひ府士会に入会していただきたいと思。その上で、他の団体とも協力して活動できるようにしていただければと思います。

Q4 市区町村士会は現在のブロックが発展的解消した後継組織であると認識しております。そしてブロックは学術や新人教育、介護技術講習会など様々な役割を有していると思。市区町村士会の役割はこのブロックが行ってきた役割をそのまま市区町村レベルに落とし込むというイメージでいいのでしょうか？府士会は市区町村士会の組織としての役割をどのように想定されているのか具体的に教えていただきたいです。

A4 市区町村士会は、現ブロックを解消したあとの府士会における後継組織です。ブロックが解消したあとは現在のブロック活動は各市区町村士会に継承されるとお考えいただいて結構です。ただし、市区町村ですと集団としてはブロックよりも小さくなります。行政からの依頼事業や研

修会などは市区町村単位でやっていただいてもよいと思いますが、府士会事業としての学会や市民公開講座、介護技術講習会などはもう少しまとまった単位でご依頼する可能性があります。

Q5 設立までに市区町村内の有志の会員で会議を行うことが想定されますが、その会議に要する費用は府士会に申請することでいただけるのでしょうか？費用を頂けるのであれば、その際の手続きはどのように行えばよいのでしょうか？

A5 市区町村士会設立のための費用については、設立の申請時にご請求いただき、理事会で設立が承認された場合支給させていただきます。同市区町村でいくつもの申請があっては困りますので、ご調整いただき申請ください。現状では一般社団法人は設立時の費用、任意団体の場合は会議費の支出としています。

Q6 市区町村士会を設立する際に事務手続きが多くあると思いますが、手続き代行等の府士会からの支援は受けられるのでしょうか？

A6 設立の手続きについては、団体の種類によっても変わってきます。基本的にはその市区町村士会で手続きもお願いすることになります。しかし、分からないことも出てくると思われるので、その際にはご相談ください。

Q7 新組織の発足が平成31年4月となっておりますが、諸般の事情で設立が間に合わない場合は当面延期するという事で問題ないのでしょうか？また、「設立しない」という選択肢はあるのでしょうか？

A7 「設立しない」という選択はありません。その市区町村に所属する会員への分配金が行き渡らないためです。これは所属する会員のデメリットになります。平成31年4月に設立が間に合わない場合はご相談ください。

Q8 市区町村士会の設立が遅れる、あるいは設立しない、といった場合に生じるデメリットはどのようなことが想定されるのでしょうか？

A8 大きなデメリットをA7にも載せましたが、市区町村士会がないことで、その市区町村に府士会事業の依頼ができない（地域包括ケア関係や学術関係など）事態になりますので、それもデメリットになります。

Q9 自宅会員への案内の送付について、市区町村士会設立のために、会員を招集して会議を開催する予定です。そこで、自宅会員へも案内を送付したいと考えております。資料をお送りすれば、

府士会事務局にて対応いただけるのでしょうか？それとも情報をいただけるのでしょうか？その場合の郵送費は府士会でご負担いただけるのでしょうか。

**A9 全会員への郵送物の送付は府士会としては想定していません。できればフロックのMLやその市区町村に所属する施設情報などは事務局から提供しますので、それを活用して連絡を取ってください。**

**Q10 会議費について、設立にかかる費用を府士会にて負担すると聞きました。市区町村士会設立のための会議を開催する予定です。交通費の場合は旅費請求書の転用でよいのでしょうか？会議費の場合は領収書と会議録の提出が必要なののでしょうか？**

**A10 設立にかかる費用の負担は、各市区町村に対して一般社団法人なら設立費用、任意団体なら会議費等は負担する予定です。市区町村士会の申請時に請求してください。その際に領収書や会議録についても提出してもらいたいと思います。**

**Q11 市区町村士会設立の内容に関して、フロック内ホームページやメーリングリストを用いて案内を進めてもよろしいでしょうか？**

**A11 フロックでのMLやFAXも活用していただいてよいですが、不平等が発生しないように考慮しておこなってください。**

**Q12 役員の兼任や選挙に関してです。市区町村士会の役員は、府士会や生涯学習センターなどの役員を兼任することはできるのでしょうか？また代議員はどうなるのでしょうか？**

**A12 市区町村士会の役員（理事・監事）は、府士会および生涯学習センターの役員（理事・監事）を兼任することは可能です。府士会および生涯学習センターの部長をすることも可能です。しかし、府士会の代議員は、府士会および生涯学習センターの役員（理事・監事）をすることはできません。将来的に府士会の代議員が府士会や生涯学習センターの役員に立候補する場合は、代議員を辞めて立候補しなくてはなりません。逆も同様です。話は少し違いますが、府士会と生涯学習センターの役員も兼任できません。**